

# 同一労働同一賃金

1

## 実現に向けて 改正法施行まであと一年

朋労務コンサルタントオフィス所長  
(一社)名北労働基準協会  
労働相談室相談員  
社会保険労務士  
**藤原朋子**

平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、いよいよ働き方改革が本格的に動き出しました。その内容は、「労働時間法制の見直し」と「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」の二つの柱から成り立っています。

一つ目の柱の「労働時間法制の見直し」について、二つ目の柱である「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」についても、厚生労働省の安定及び職業生活の充実等に関する法律」と変えて、二つ目の柱である「公正な待遇の確保」については、パートタイム

する待遇の格差を是正し、どの雇用形態であってもその待遇に納得して働き続けることができるようになります。既に、その第一段階として旧雇用対策法が名称を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用

衡のとれた待遇の確保」などが盛り込まれました。

そして同一労働同一賃金の実現に向けて、大き

く改正されたのは「パ

ートタイム労働法」と「労

働者派遣法」です。従前

のパートタイム労働法は、常の労働者よりも1週間

あたりの所定

労働時間の短い労働者)

を対象とした法

律で、その中

で、通常の労

働者(一般的な正社員)

と比較し、短時

間労働者だと

いう理由で不

当に低い待遇

とすることを禁止してい

ます。ただし、この法律

はあくまでも短時間労働

者が対象であったため、

通常労働者と同じ労働時

間であるフルタイムの有

期雇用労働者には適用さ

れませんでした。そのた

め、今回の法改正では、その対象をフルタイムの有期雇用労働者にまで広げ、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となります。また、労働者派遣法では、派遣労働者の待遇について、派遣元または派遣先との均衡をとることを義務付ける改正がされています。

当協会では、同一労働同一賃金への対策構築や企業内のリーダー養成のため「働き方改革関連法

対応のための『待遇差対応研修』を行っています。次回の研修は、2019年7月19日です。詳

しくは、当協会総合受付

(☎ 052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代  
タイトル・浅井健史